

⑫ 中小企業等のサポートを実施しています

問 茨城働き方推進支援センター TEL 0120-971-728(フリーダイヤル)
茨城労働局雇用環境・均等室 TEL 029-277-8295
茨城労働局助成金事務センター TEL 029-246-6371

同一労働同一賃金や生産性向上による賃上げ、個別事業所に対するコンサルティング、キャリアアップ助成金や業務改善助成金などの各種助成金の活用相談などに取り組む中小企業等へのサポートを実施しています。お気軽にお問い合わせください。

⑬ いこいの家「はなさか」臨時休館のお知らせ

問 社会福祉課(内線 157)

いこいの家「はなさか」では、施設内のボイラー設備に不具合が発生しています。現在、設備の交換に向けて迅速な対応に努めていますが、修繕には一定の期間を要することから、以下の日程で臨時休館となっています。ご不便やご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

【臨時休館期間】 令和5年7月上旬まで

※ただし、工事の進捗状況により営業再開日程が前後する場合があります。詳細が分かりしだい、市ホームページ等でお知らせします。

⑭ 5・6月の期間・運動のお知らせ

5月は「消費者月間」です

問 笠間市消費生活センター(地域交流センターともべ「トモア」内) TEL 0296-77-1313
受付時間：月～土曜日 午前9時～正午、午後1時～4時(日曜、第2・4火曜は休館日)
消費者ホットライン:188(イヤヤ) ※お近くの消費生活センターにつながります。

令和5年度消費者月間の統一テーマは、「デジタルで快適、消費生活術～デジタル社会の進展と消費者のくらし～」です。

社会のデジタル化が進む一方、新たな消費者トラブルも発生しており、情報の正確さを見極める力や、適切に活用するための情報モラル等を身につけることが必要です。

トラブルに巻き込まれたり、少しでも「変だな」「困ったな」と思ったら、一人で悩まず消費生活センターにご相談ください。

6月1日は「人権擁護委員の日」です

問 水戸地方法務局人権擁護課 TEL 029-227-9919

全国人権擁護委員連合会では、毎年6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、人権擁護委員制度の周知と人権尊重思想の普及高揚を呼び掛けています。

人権擁護委員は、法務大臣から委嘱を受け、地域の皆さんからの人権相談の受け付けや、解決のお手伝いをしたり、皆さんに人権について関心を持ってもらえるようなさまざまな啓発活動を行っています。

この制度は、官民一体となって人権擁護活動を行うことが望ましいという観点から設けられた制度で、諸外国には例を見ないものです。現在、14,000名の人権擁護委員が全国の各市町村に配置されています。

| 相談窓口 | | 受付時間 |
|--------------|--|---------------------------------|
| みんなの人権 110 番 | TEL 0570-003-110 | 月～金曜日(祝日を除く) 午前8時30分～午後5時15分 |
| 子どもの人権 110 番 | TEL 0120-007-110 | |
| 女性の人権ホットライン | TEL 0570-070-810 | |
| インターネット人権相談 | HP https://www.jinken.go.jp/ | 24時間 |